



新聞の購読契約のトラブルに注意！！

—長期の契約や1年以上も先に購読を始める契約は慎重に—

事例1

Sさん（70代、男性）の自宅にA新聞の勧誘員が何度も訪問し「ビール券5枚に新聞代1年間を無料にするから」と言われ断り切れずに5年間の契約をした。2年後にB新聞の勧誘員が訪問し、「今取っているA新聞の後でよいからぜひB新聞を取ってほしい」と言われた。Sさんは、A新聞の契約が切れたら新聞購読を止めるつもりだったので、何度も断ったが、「1年だけでいいから」と言われ、早く帰ってほしくて3年後から始まる1年契約をした。しかし、その後すぐに体調を崩して入院し、現在自宅で過ごしている。もう新聞を読まないのので解約したいとA新聞販売店とB新聞販売店に申し出たが応じてくれない。

事例2

Kさん（50代、女性）の夫は以前からD新聞を購読しており、Kさんは他紙の購読は断っていた。H新聞の販売員が自宅を訪問し対応に出たKさんはいつものように断ったが「4年後に1年だけでも」と言って帰ってくれない。早く帰って欲しかったKさんは、息子夫婦との同居の話が出ていたこともあり、息子が読むかもしれない、4年先のことだし同居しない場合は断ろうと軽い気持ちで契約した。2年が経ち、息子夫婦が同居しないことになったため、H新聞の販売店に断りに行ったところ、「解約には応じられない、約束通り2年後に1年は取ってもらう」と言われた。

？質問？

契約したら断れないの？

契約とは双方（この場合販売店と消費者）の合意で成立します。一度成立した契約は勝手にやめることは（原則として）できません。止める場合（解約）にも双方の合意が必要

です。

例外はあるの？

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて**8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）**ができます。書面で販売店に通知しましょう。

原則、クーリング・オフ期間が過ぎると一方的に解約できません。この場合、販売店と消費者とで話し合いで解決するしかなくなります。

いつでもやめられる契約というはないの？

期間を定めない契約をすれば、1か月単位でいつでも止めることができます。その場合でも、月単位の契約なので早い目に業者に通知しましょう。

※トラブルを避けるためには※

ドアを開ける前に確認しましょう！

ドアを開ける前に用件や業者名を確認し、不要であればインターフォンなどで断るよう
にしましょう。

契約書は必ず内容を確認し、契約期間の終了まで保管しましょう！

新聞の購読契約書は、一般の契約書に比べて小さいので契約書としての認識が消費者の方で薄いようです。小さくてもれっきとした契約書ですので、捨てたり、紛失しないように
しましょう。

長期の新聞の購読契約や何年も先に購読を始める契約は慎重に！

1年以上も先から始まる契約や長期間購読する契約は、契約時には大丈夫と
思っているも事情が変わることがあります。

帰るように何回か言っても帰らない場合や、怖い思いをした時は警察に通報しましょう！

「特定商取引に関する法律」でも訪問販売の場合、断った消費者に再度勧誘することや、
再訪問して勧誘することは禁止されています。

困った！不安！すぐに消費生活センターに相談しよう！

しまった、おかしいと思ったら、早い目に消費生活センターに相談してください。